# いすみ市過疎地域持続的発展計画



令和4年度~令和7年度

千葉県いすみ市

# 目 次

| 1 | 基本的な事項                      | 1    |
|---|-----------------------------|------|
|   | (1)市の概況                     | 1    |
|   | (2)人口及び産業の推移と動向             | 2    |
|   | (3) 市行財政の状況                 | 4    |
|   | (4)地域の持続的発展の基本方針            | 8    |
|   | (5) 地域の持続的発展のための基本目標        | 8    |
|   | (6)計画の達成状況の評価に関する事項         | 9    |
|   | (7) 計画期間                    | 9    |
|   | (8)公共施設等総合管理計画との整合          | 9    |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成         | 10   |
|   | (1)現況と問題点                   | . 10 |
|   | (2) その対策                    | . 10 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 11 |
| 3 | 産業の振興                       | . 12 |
|   | (1)現況と問題点                   | . 12 |
|   | (2) その対策                    | . 13 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 15 |
|   | (4) 産業振興促進事項                | . 17 |
| 4 | 地域における情報化                   | . 17 |
|   | (1)現況と問題点                   | . 17 |
|   | (2) その対策                    | . 17 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 18 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保             | . 18 |
|   | (1)現況と問題点                   | . 18 |
|   | (2) その対策                    | . 18 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 19 |
| 6 | 生活環境の整備                     |      |
|   | (1)現況と問題点                   |      |
|   | (2) その対策                    | . 21 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 23 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |      |
|   | (1)現況と問題点                   | . 24 |
|   | (2) その対策                    | . 25 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)      | . 25 |

| 8 | 医療の確保                            | . 26 |
|---|----------------------------------|------|
|   | (1)現況と問題点                        | . 26 |
|   | (2) その対策                         | . 27 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)           | . 27 |
| 9 | 教育の振興                            | . 27 |
|   | (1)現況と問題点                        | . 27 |
|   | (2) その対策                         | . 28 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)           | . 28 |
| 1 | 0 集落の整備                          | . 29 |
|   | (1)現況と問題点                        | . 29 |
|   | (2) その対策                         | . 29 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)           | . 30 |
| 1 | 1 地域文化の振興等                       | . 30 |
|   | (1)現況と問題点                        | . 30 |
|   | (2) その対策                         | . 30 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)           | . 31 |
| 1 | 2 再生可能エネルギーの利用の推進                | . 31 |
|   | (1)現況と問題点                        | . 31 |
|   | (2) その対策                         | . 31 |
|   | (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)           | . 32 |
|   | 事業計画(令和4年度から令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分 | . 32 |

# 1 基本的な事項

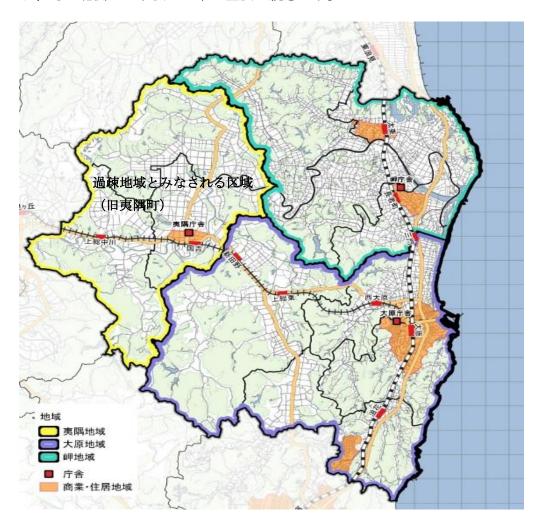
#### (1) 市の概況

## ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市において過疎地域とみなされる夷隅地域(旧夷隅町)は、昭和29年4月29日に国吉町、中川村、千町村の1町2村が合併し、当初人口は11,622人の町として誕生しました。その後、「平成の大合併」に伴い、平成17年12月5日に夷隅町・大原町・岬町の3町が合併して、千葉県内34番目の市として現在の「いすみ市」となりました。千葉県内において名前に平仮名を用いた市町村は本市が初めてで、唯一の存在となっています。

本市は、千葉県の南東部に位置し、県庁所在地である千葉市の 45 km圏内、東京都心の 75 km圏内にあります。東側は太平洋に面しており、北部は長生郡一宮町・睦沢町、西部は夷隅郡大多喜町、南部は夷隅郡御宿町・勝浦市にそれぞれ接しています。

面積は 157.50 km、平均気温は約 15℃、年間降水量は約 2,000mm。千葉県最大の流域面積を有する夷隅川が、市域を南北に分けるように流れています。房総丘陵の北端に位置し、低い丘陵とその間に低地の広がる地形になっており、夷隅川流域を中心に谷津田の里山風景が随所に見られます。海岸は南房総国定公園に指定されており、東方沖には、水深 10m~20mの「器械根」と呼ばれる岩礁が沖合 10 km以上まで広がっています。南房総から断続的に続く岩礁海岸が太東崎で終わり、その北側には砂浜の九十九里浜が続きます。



#### イ 市における過疎の状況

令和4年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、本 市の夷隅地域(旧夷隅町)が過疎地域とみなされる区域として公示されました。

国勢調査によると、夷隅地域の人口は昭和25年以降一貫して減少しており、近年の人口減少の要因には死亡者が出生者数を上回る自然減、進学や就職、結婚の時期に当たる10代、20代の若者・子育て世帯の市外への流出が挙げられます。このことから地域を取り巻く状況は厳しく、過疎化のさらなる進行が懸念されることから、少子高齢化への対応を行いながら移住定住の促進、関係人口・交流人口の拡大、ICTの活用といった積極的な振興策を行うことが必要となっています。

## ウ 産業構造の変化、社会経済的発展の方向の概要

夷隅地域の基幹産業は第一次産業です。県内でも有数の農地面積を誇り、米、野菜、果物、花 卉など多様な農産物が生産されています。

しかし、近年、従事者の高齢化や後継者不足、少子高齢化、若年層の都市部への流出による人口減少等が大きな問題となっており、今後もさらなる少子高齢化の進行が予想されていることから、多くの産業において事業が成り立たなくなる恐れがあります。

本市の産業を維持及び発展させるためには、農産物や地域資源を活かした加工品の高付加価値化、観光業と商工業を結び付けたまちづくりの推進などに取り組み、地域経済の活性化及び安定した雇用の場の創出を図ることが重要と考えます。

#### (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査によると、夷隅地域における人口は昭和 25 年の 11,804 人をピークに減少し、昭和 55 年には 8,360 人、平成 2 年には 8,145 人、平成 17 年には 7,611 人、平成 27 年には 6,772 人、令和 2 年には 6,124 人となっており、昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間で、2,236 人の減( $\triangle$  26.7%)となっています。

また、本市の人口は市政施行以降減少し続けています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」によると、今後も人口減少はさらに進み、2045年には、23,151人にまで減少すると推計されています。年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は一貫して減少傾向である一方、老年人口(65歳以上)は2020年頃まで増加傾向にありますが、将来的には減少傾向に転じると推計され、総人口の減少が一層進むと予想されます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によるリモートワークの普及など、社会情勢の変化により地方へ注目が集まる中、引き続き空き家や空き公共施設を活用した移住・定住施策を進めるとともに、二地域居住施策の取り組みを推進し、人口の社会増につなげていきます。

表 1-1 (1-1) 市全体の人口の推移 (国勢調査)

| E 4              | 昭和55年  | 平成     | 2年 平成   |        | 17年 平成: |        | <b>成27年</b> 令和: |        | 2年      |
|------------------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------------|--------|---------|
| 区分               | 実数     | 実数     | S55比増減率 | 実数     | S55比増減率 | 実数     | 855比増減率         | 実数     | S55比增減率 |
|                  | χ      | Y      | %       | Y      | %       | 7.     | %               | λ      | %       |
| 総数               | 42,816 | 43,431 | 1.4     | 42,305 | △ 1.2   | 38,594 | △ 9.9           | 35,544 | △ 17.0  |
| 0歳~14歳           | 8,761  | 7,292  | △ 16.8  | 4,819  | △ 45.0  | 3,691  | △ 57.9          | 3,162  | △ 63.9  |
| 15歳~64歳          | 27,894 | 27,797 | △ 0.3   | 25,106 | △ 10.0  | 20,186 | △ 27.6          | 17,316 | △ 37.9  |
| うち15歳~<br>29歳(a) | 7,446  | 6,874  | △ 7.7   | 5,755  | △ 22.7  | 3,960  | △ 46.8          | 3,195  | △ 57.1  |
| 65歳以上 (b)        | 6,161  | 8,342  | 35.4    | 12,379 | 100.9   | 14,679 | 138.3           | 15,065 | 144.5   |
| (a)/総数           | %      | %      |         | %      |         | %      |                 | %      |         |
| 若年者比率            | 17.4   | 15.8   | -       | 13.6   | -       | 10.3   | -               | 9.0    | -       |
| (b)/総数           | %      | %      |         | %      |         | %      |                 | %      |         |
| 高齢者比率            | 14.4   | 19.2   | -       | 29.3   | -       | 38.0   | -               | 42.4   | -       |

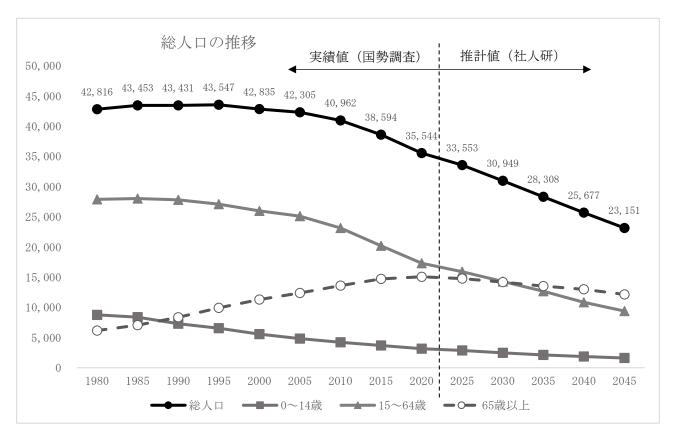
※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合があります ※若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値です ※高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値です

表 1-1 (1-2) 夷隅地域の人口の推移(国勢調査)

| E A              | 昭和55年 | 平成    | 平成2年    |       | 平成17年   |       | 平成27年   |       | 令和 2 年  |  |
|------------------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|--|
| 区分               | 実数    | 実数    | S55比増減率 | 実数    | 855比增減率 | 実数    | 855比增減率 | 実数    | S55比增減率 |  |
|                  | λ     | Y     | %       | λ     | %       | 7.    | %       | λ     | %       |  |
| 総数               | 8,360 | 8,145 | △ 2.6   | 7,611 | △ 9.0   | 6,772 | △ 19.0  | 6,124 | △ 26.7  |  |
| 0歳~14歳           | 1,607 | 1,377 | △ 14.3  | 835   | △ 48.0  | 611   | △ 62.0  | 510   | △ 68.3  |  |
| 15歳~64歳          | 5,472 | 5,062 | △ 7.5   | 4,451 | △ 18.7  | 3,533 | △ 35.4  | 2,952 | △ 46.1  |  |
| うち15歳~<br>29歳(a) | 1,418 | 1,188 | △ 16.2  | 1,010 | △ 28.8  | 690   | △ 51.3  | 518   | △ 63.5  |  |
| 65歳以上(b)         | 1,281 | 1,706 | 33.2    | 2,325 | 81.5    | 2,626 | 105.0   | 2,662 | 107.8   |  |
| (a)/総数           | %     | %     |         | %     |         | %     |         | %     |         |  |
| 若年者比率            | 17.0  | 14.6  | -       | 13.3  | -       | 10.2  | -       | 8.5   | -       |  |
| (b)/総数           | %     | %     |         | %     |         | %     |         | %     |         |  |
| 高齢者比率            | 15.3  | 20.9  | -       | 30.5  | -       | 38.8  | -       | 43.5  | -       |  |

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合があります ※若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値です ※高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値です

表 1-1 (2) 市全体の人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所)



資料:1980~2020 は国勢調査、2025 以降は国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月30日公表)」

# (3) 市行財政の状況

#### ア 行政の状況

本市は、平成17年12月の合併以降「新市建設計画」及び「いすみ市第1次総合計画」、「いすみ市第2次総合計画」を策定し、計画に掲げた各種施策を実施し、より良いまちづくりに市民と行政が協働し行政改革に取り組んできました。

しかし、令和2年から全国的に流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても飲食店や中小企業を中心に地域経済が大きなダメージを受けています。社会経済情勢の変化や生産年齢人口の減少、収束の見えない新型コロナウイルス感染症による税収減等により、歳入の確保が課題となる一方、歳出においては地方創生への対応をはじめ、老朽化した公共施設の維持・更新費用、さらには増加する高齢者に対する行政サービス拡充など、社会保障経費の増加に伴い、硬直化した財政状況が続くことも懸念されます。また、本市の行政については、新たな政策への対応や住民ニーズの多様化、行政需要は量的・質的に増大する傾向である中で、職員の資質向上がより一層求められています。

このような中、行政需要の変化や「新たな日常」の実現に向け、適切に対応し、行政サービスを効率的・効果的に提供するため、市民と協働のまちづくりを進めるとともに、今後も市民が安心して住める街を目指して積極的に行政改革に取り組んでいきます。

## イ 財政の状況

本市の令和2年度決算の歳入総額は、23,067,680千円となり、そのうち、市税を中心とする自主財源は、全体の27.6%であり、自主財源が非常に乏しく、地方交付税(26.6%)や国庫支出金(28.6%)に大きく依存している状況となっています。

このような中、世界的規模で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大や少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、道路、橋りょう、公民館等の公共施設の老朽化に伴う更新・改修等の普通建設事業費の増加が見込まれ、今後の財政運営も厳しい状況となることが予想されています。

今後は、より一層の行財政改革の徹底と自主財源の確保を図りながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し「いすみ市第2次総合計画」を基本に、新たに複合災害(コロナ・自然災害)対策、環境対策、情報対策の3つの目標を加えた「第2期いすみ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するとともに、計画期間を延長した「新市建設計画」に基づき、『幸せ・安心・笑顔あふれるまち いすみ』の実現と健全財政の両立を図りながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

| 区分              | 平成22年度     | 平成27年度     | 令和2年度      |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A          | 18,329,433 | 16,691,772 | 23,067,680 |
| 一般財源            | 10,348,630 | 11,222,434 | 11,205,558 |
| 国庫支出金           | 1,657,494  | 1,772,200  | 6,602,692  |
| 県支出金            | 869,328    | 1,047,592  | 1,079,013  |
| 地方債             | 3,415,300  | 1,031,600  | 1,657,700  |
| うち過疎対策事業債       | 0          | 0          | 0          |
| その他             | 2,038,681  | 1,617,946  | 2,522,717  |
| 歳出総額 B          | 17,399,346 | 15,718,284 | 22,010,161 |
| 義務的経費           | 6,627,714  | 7,254,073  | 7,618,048  |
| 投資的経費           | 2,540,061  | 749,954    | 2,230,663  |
| うち普通建設事業        | 2,529,058  | 741,496    | 2,064,580  |
| その他             | 8,231,571  | 7,714,257  | 12,161,450 |
| 過疎対策事業費         | 0          | 0          | 0          |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 930,087    | 973,488    | 1,057,519  |
| 翌年度に繰り越すべき財源 D  | 206,802    | 38,939     | 65,855     |
| 実質収支額 C-D       | 723,285    | 934,549    | 991,664    |
| 財政力指数           | 0.53       | 0.46       | 0.42       |
| 公債費負担比率         | 11.0%      | 15.2%      | 13.9%      |
| 実質公債費比率         | 11.2%      | 8.4%       | 7.3%       |
| 起債制限比率          | _          | _          | _          |
| 経常収支比率          | 86.3%      | 84.4%      | 88.7%      |
| 将来負担比率          | 125.5%     | 71.8%      | 33.8%      |
| 地方債現在高          | 17,086,026 | 18,649,611 | 17,255,074 |

#### ウ 施設整備水準

本市及び夷隅地域の主要公共施設等の整備状況については表 1-2(2-1)(2-2)のとおりです。いすみ市全体においては、市道の改良率・舗装率は令和 2 年度末で 43.6%・75.1%となっており、千葉県の改良率・舗装率の 60.5%・83.2%を下回っており、特に改良率が低い状況です。水道普及率は令和 2 年度末で 98.5%に達し、千葉県の水道普及率 95.5%を上回っており、大部分の住民が水道による給水を受けることが可能となっています。水洗化率については令和 2 年度末で 91.1%となっており、専用住宅等へ合併浄化槽設置整備事業補助金を交付することで合併浄化槽の設置を促進し、生活雑排水の河川への流出を最小限にするように努めています。

夷隅地域においては、水道普及率及び水洗化率ともに高い水準にあります。また、人口千人当たりの病床数も高い水準にあり、この理由として、国保国吉病院組合「いすみ医療センター」が立地することが挙げられます。

表1-2(2-1) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

| 区 分                         | 昭和55    | 平成 2    | 平成12    | 平成22    | 令和2     |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                             | 年度末     | 年度末     | 年度末     | 年度末     | 年度末     |
| 市 道                         |         |         |         |         |         |
| 改良率 (%)                     | _       | _       | _       | 37. 5   | 43.6    |
| 舗装率(%)                      |         |         |         |         |         |
| 農道                          | _       | _       | _       | 63. 5   | 75. 1   |
| 延長 (m)                      | 21, 169 | 30, 408 | 30, 408 | 30, 408 | 0       |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)             | 16.8    | 24. 1   | 24. 1   | 7. 9    | 0       |
| 林道                          | 16, 743 | 22, 221 | 23, 493 | 23, 493 | 23, 493 |
| 延長 (m)                      | 2.5     | 3. 3    | 3. 5    | 3.8     | 3. 6    |
| 林野1ha当たり林道延長(m)<br>水道普及率(%) | _       | 71. 7   | 88. 9   | 93. 7   | 98. 5   |
| 水洗化率(%)                     | _       | _       | _       | 91.0    | 91. 1   |
| 人口千人当たりの病院、                 | 7.8     | 12.9    | 9. 7    | 9. 4    | 10.8    |
| 診療所の病床数(床)                  |         |         |         |         |         |

表 1 - 2 (2-2) 主要公共施設等の整備状況【夷隅地域】

| 区 分               | 昭和55    | 平成 2    | 平成12    | 平成22    | 令和2    |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|--------|
|                   | 年度末     | 年度末     | 年度末     | 年度末     | 年度末    |
| 市 道               |         |         |         |         |        |
| 改良率(%)            | _       | _       | _       | _       | _      |
| 舗装率(%)            |         |         |         |         |        |
| 農道                | _       | _       | _       | _       | _      |
| 延長 (m)            | 21, 169 | 30, 044 | 30, 044 | 30, 044 | 0      |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)   | 16.8    | 23.8    | 23.8    | 23.8    | 0      |
| 林道                | 8, 126  | 8, 126  | 8, 126  | 8, 126  | 8, 126 |
| 延長 (m)            | 4. 2    | 4.6     | 4.5     | 4. 5    | 4. 5   |
| 林野 1 ha当たり林道延長(m) | 97. 0   | 97. 1   | 98. 0   | _       | _      |
| 水道普及率(%)          | 91.0    | 97.1    | 90.0    |         |        |
| 水洗化率(%)           | _       | _       | _       | 91.0    | 91. 1  |
| 人口千人当たりの病院、       | 16.8    | 17. 3   | 12. 3   | 20. 1   | 23. 5  |
| 診療所の病床数(床)        |         |         |         |         |        |

# (4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、平成30年3月にまちづくりの最上位の指針となる「いすみ市第2次総合計画」を策定しました。当該計画に基づき、人口減少、少子高齢化が進み、地域経済が縮小しつつある中で、本市が生き残るために、人口動態に合わせた持続可能な社会基盤の構築を図る各種施策を実行していきます。

「いすみ市第2次総合計画施策の基本方針」

- 1. 地域経済の好循環と地域所得の向上
- 2. 支え合い、安心して暮らせる地域づくりの推進
- 3. 子どもの教育と学びの場の充実
- 4. 自然と共生するまちづくりの推進
- 5. 安全、安心なまちづくりの推進
- 6. 生活、産業基盤の充実
- 7. 行財政改革の実行と市民と協働のまちづくりの推進

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域資源を活かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、夷隅地域が非過疎地域となるために、次の目標を定めます。

## 人口に関する目標【市全体】

令和7年国勢調査における総人口34,000人をめざす 令和7年国勢調査における社会増減±0人をめざす

(人)

|                   | 現状値(令和2年) | 目標値(令和7年) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 総人口               | 35, 544   | 34, 000   |
| 人口の社会増減(転出、転入数の差) | △213      | ±0        |

資料:令和2年国勢調查

## 人口に関する目標【夷隅地域】

令和7年度国勢調査における夷隅地域の人口6,300人をめざす

(人)

|         | 現状値(令和2年) | 目標値(令和7年) |
|---------|-----------|-----------|
| 夷隅地域の人口 | 6, 124    | 6, 300    |

資料:令和2年国勢調査

# (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、「いすみ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価時期 に合わせ庁内での評価を行い、その後、項目等を抽出して法人や外部有識者で構成された「いす み市地域活性化委員会」において評価します。評価の結果については、ホームページで公表しま す。

#### (7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4カ年とします。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、平成29年3月に策定した「いすみ市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を行うための基本的な方針と整合を図りながら適切に実施します。また、本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、「いすみ市公共施設等総合管理計画」に適合します。

「いすみ市公共施設等総合管理計画の基本方針」

- 1. 合併に伴う機能重複の見直しによる施設の適正配置
  - ・旧町合併により公共施設の機能やサービスが重複していることから、各施設の利用状況や 地域性を考慮した配置の見直しを行うとともに、将来のまちづくりの視点に立った施設や 機能の適正配置を進める。
- 2. 人口や需要の変化に対応した施設規模の適正化
  - ・人口減少や少子高齢化などによる需要の変化に対応するため、公共施設やサービスの規模 を適正化する。また、それによる施設総量の圧縮や運営等の効率化を行うことによって、 更新費用や運営費用の削減を図り、公共施設の有効活用を進めるとともに費用の平準化を 図る。
- 3. 施設の集約化・多機能化による公共サービスの充実
  - ・これまでの施設重視から機能重視へ考え方を転換し、施設の集約化や多機能化を進める。 併せて地域に必要な機能を導入することにより、公共施設の有効活用を進めるとともにサ ービスの充実化を図る。
- 4. 官民連携と広域連携等による施設整備の推進
  - ・官民連携手法の導入を検討し、市民団体など民間との連携等により施設整備並びに運営等を効率化する。また、近隣自治体等との広域連携によりコストを抑えてニーズに合った施設整備を実現する。
- 5. 施設情報の庁内一元化と計画的な保全による長寿命化の推進
  - ・施設情報を一元化し、庁内で連携しながら横断的な施設管理に取り組める体制を構築する。また、老朽化の進行に対応するため、今後の施設の方向性と合わせて建替えや長寿命化を計画的に実施する。

# 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住・地域間交流

本市は、東京駅から市内の大原駅まで特急電車で70分、また、首都圏中央連絡自動車道・市原 鶴舞インターの開通により、都心方面からの交通利便性も向上しています。

本市の人口は減少傾向にありますが、とりわけ夷隅地域においてはその傾向が顕著で、空き家・空き店舗が多く存在しています。その要因としては、少子高齢化による自然減はもとより、 進学や仕事などを理由とした転出による社会減が大きく影響しています。

このことから、人口減少に歯止めをかけるために、子育て支援、高齢者支援などの福祉施策の充実や創業支援施策などにより仕事等を理由とする転出の減少に取り組んでいます。

また、移住相談窓口を設置して、移住を検討している方たちに自然環境に恵まれた本市の魅力をPRするとともに、移住・定住希望者を対象とした移住支援施策の更なる充実を図る必要があります。

地域間交流については、国内外の地域の人々との交流を促進し、異文化とふれあうことにより、自らの地域の良さを再発見し、新たな地域資源を発掘することにつなげていきたいと考えます。

# イ 人材育成

人口減少は、消費市場の縮小や人材不足といった地域経済への悪影響だけではなく、地域活力の衰退にもつながります。このような中、地域や市民が行う地域活性化へ向けた取り組みを後押しし、市民主体の活力あるまちづくりを推進するため、地域社会の担い手となる人材育成が課題となっています。

#### (2) その対策

#### ア 移住・定住・地域間交流

関係機関と連携し、移住・定住・地元への就職希望者に対しての情報発信や相談、空き家バンク制度の充実等を図ります。

都市部で働き、退職後に移住を検討する方にとって「医療・福祉の充実」が重要なポイントとなることから、地域医療を担う「いすみ医療センター」が夷隅地域にあることは、移住の決め手の一つとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によるリモートワークの普及など、社会情勢の変化により地方への注目が集まる中、住みたい田舎ベストランキング首都圏エリア総合1位に6年連続選ばれていることから、ニーズを的確に捉え、各種産業を振興し安定した雇用の場を確保するなど、魅力ある地域づくりを推進します。

さらに、関係人口の増加を図るため、地域の自然環境、歴史、文化、農林水産業、観光等の特性を活かしながら、多彩な地域間交流を推進します。

# イ 人材育成

国内外の友好都市(南魚沼市)や姉妹都市(アメリカ合衆国ウォパン市、ダルース市)との異文化交流や子ども同士の交流を通じ、郷土愛を育成する機会を提供するほか、学校教育や社会教育における児童・生徒の海外派遣事業や外国人青年の招致活動等の充実を図り、地域の国際性豊かな人づくりを促進します。

また、地域社会の様々な分野で活躍できる人材を育成するために、国の地域おこし協力隊などの制度を活用し、地域内外の企業や人材などのネットワークづくりを進め、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)  | 事業内容         | 事業主体  | 備考 |
|-----------|------------|--------------|-------|----|
| 1 移住・定住・地 | (4)過疎地域持続的 | 移住定住促進事業     | 市     |    |
| 域間交流の促進、  | 発展特別事業     | ・地域の情報発信及び体験 |       |    |
| 人材育成      | (移住・定住)    | 交流プログラムの実施、移 |       |    |
|           |            | 住相談、空き家バンクの運 |       |    |
|           |            | 営等により移住・定住の促 |       |    |
|           |            | 進を図る。        |       |    |
|           | (地域間交流)    | 国際交流事業       | 国際交流協 |    |
|           |            | ・市民の異文化に対する理 | 会     |    |
|           |            | 解と認識を深め、国際社会 |       |    |
|           |            | に貢献する豊かな人間形成 |       |    |
|           |            | を図る。         |       |    |
|           | (人材育成)     | 地域おこし協力隊事業   | 市     |    |
|           |            | ・都市から地域の活性化に |       |    |
|           |            | 意欲ある人材を受け入れ、 |       |    |
|           |            | 地域課題の克服を行いなが |       |    |
|           |            | ら定住・定着を図る。   |       |    |
|           |            |              |       |    |

# 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

#### ア農林業

夷隅地域は、水稲を主体とした米の産地であり、いすみ米は千葉県の三大銘柄として知られています。水稲以外にも、特産化を目指すブルーベリーなど市場で評価の高い果樹類、トマトやナバナ、イチゴなどの野菜類、さらにはスプレーストック等の花卉類など多様な農産物が生産されています。また、有機作物の取り組みも進んでおり、特別栽培米「いすみっこ」や有機野菜の生産を推進することによって、高付加価値化を図り、生産力・農業所得向上に努めています。

しかし、依然として夷隅地域の農業を取り巻く状況は、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢 化や後継者不足、さらには耕作放棄地の拡大や有害鳥獣の被害の増加などにより厳しさを増して います。特に有害鳥獣の被害については、山間部から中山間地域の水田及び竹林のイノシシによ る被害が増加しているほか、キョン等の小動物が市街地まで出没し、野菜・果樹等の被害も拡大 するなど生息範囲が市内全体に及んでおり、防護柵等被害防止対策を集落単位で効果的、効率的 に行うなど一層の強化が必要です。また、農業従事者等が利用する農林業センターについても経 年劣化による老朽化が進んでおり整備が必要な状況です。

その他、市域全体の面積の約42%を占める森林は、国土保全や水源かん養、さらには地球温暖 化対策などへの大きな役割が期待されますが、その維持管理が課題となっています。

#### イ 企業誘致

企業立地や雇用の促進を図るため、須賀谷市有地の整備を進めるとともに、空き公共施設等へ の企業誘致活動を推進していく必要があります。

#### ウ商工業

商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流や賑わいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。しかし、近年、少子高齢化の進行による需要減少やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。とりわけ夷隅地域の商店街は、シャッターの閉まった空き店舗が多く、今後は空き店舗の利活用や、魅力あるイベントを開催するなど、商店街の活性化につながる取り組みを積極的に行っていく必要があります。

また、製造業は、夷隅地域を中心に生産される天然ガスを利用する化学工業のほか、食料品製造、機械、繊維などの中小企業により構成されています。

今後は、商工会活動を中心に、関係機関と協議・協力し、顧客・市民ニーズの把握や経営者の 意識改革を進め、経営安定化に向けた環境整備に努める必要があります。

#### 工 観光

夷隅地域は、気候が温暖で肥沃な大地で育まれた山の幸に恵まれ、自然や歴史的・文化的遺産など観光資源を豊富に持ち合わせています。そして、万木城跡公園や神社仏閣など歴史ある建造物が多く点在しており、郷土の誇るべき伝統行事等の魅力にあふれています。

これまで本市においては、いすみ市観光協会や文化財保護団体等と連携し、資源や遺産の活用と保全を行うとともに、ホームページ等での情報発信やテレビドラマ等のロケーション撮影の積極的な誘致や支援等により、地域の認知度向上に取り組んできました。これらの施策が一定の成果を挙げている中で、今後は、多様化する観光ニーズへの対応や交通網の整備、周辺観光地との連携、宿泊施設の確保などの課題解決に取り組み、観光客の受入態勢の強化を図る必要があります。

また、隣町の一宮町釣ケ崎海岸で東京オリンピックのサーフィン競技が開催されたことにより、国内外の観光客が本市へ訪れることが予想されるため、動向を的確に把握し、再び訪れたいと思う観光・レクリエーションの拠点づくりに取り組んでいく必要があります。

## 才 情報通信産業

情報通信産業は、国内において非常に大きな市場規模を有し、今後も発展が見込まれる産業です。また、企業の地方分散の加速や大容量高速情報サービスをはじめとした情報通信分野の技術革新による他産業への波及効果が期待されています。

このような中で、雇用機会の創出や確保、若い世代を中心とした定住促進を目的に、都市部に集中する雇用力の高いIT関連事業をはじめとする情報サービス分野の企業誘致を積極的に行っていく必要があります。

## (2) その対策

#### ア農林業

本市では、「美食のまちいすみ」の推進や港の朝市を活用した農産物のPRや企業と連携した販売促進、いすみブランドの確立による高付加価値化を図ります。そして、有機米等の生産・販売体制の強化や6次産業化の展開、農産物のオーナー制度や農泊等の取り組みにより農家の所得増大及び地域農業の活性化を目指します。

また、「自然と共生する里づくり」により、土着菌完熟堆肥を活用した有機農業の促進や有機 J A S 規格認定・G A P 認証の取得などを行い、農産物のストーリーを明確に表すなど、消費者に 安心安全な農産物の提供、他の地域の農産物との差別化を図ることで、小規模経営でも生計の成り立つ農業の確立に取り組みます。

学校給食で使用する米の全量を農薬・化学肥料不使用で栽培されたブランド米「いすみっこ」でまかない、野菜においても8品目の有機野菜を供給するなど、環境に配慮した安心安全な農作物を、次世代を担う子ども達に提供し、食育の推進並びに農作物の普及啓発を行います。

夷隅地域の農業は、高齢化による農業従事者の減少が加速しており、農業従事者の育成と確保 が求められているため、新規就農者の相談や農地の確保など、就農するための環境整備に取り組 んでいきます。また、農業経営体の法人化、集落単位での集落営農への体制強化の確立に努めます。

有機米づくりを行っている農業者等と連携し、小学生を対象とした「教育ファーム」を実施するなど子どもの頃から農業に親しむ機会を提供することで、未来の農業の担い手を育成します。

また、農業水利施設や区画整理等の農業生産基盤の整備や農地の維持保全のための取り組みを 強化し、生産性の高い農地を確保・維持することで、担い手への農地の利用集積や集落営農など 大規模農業の展開、情報通信技術の活用などにより農業経営の効率化を図ります。

近年、里山の荒廃や狩猟者の高齢化などにより、イノシシ、キョンなどの有害鳥獣は増加し、 駆除が追い付かない状況です。林道の整備、間伐の促進等による基盤整備や里山整備保全のため の里山活動を支援することで森林等の環境を保ちつつ、いすみ市猟友会有害鳥獣駆除隊による有 害鳥獣の捕獲支援、集落単位で電気柵の設置など地域と一体となって被害拡大の防止に今後も取 り組んでいくとともに、集落における有害鳥獣対策のリーダーの育成を促進します。

#### イ 企業誘致

夷隅地域の須賀谷市有地は、インフラ整備や測量など民間投資の促進に向けた取り組みが必要であり、国・県の補助制度等を活用しながら推進します。また、旧中川保育所、旧千町保育所及び旧千町小学校等の空き公共施設は、企業誘致を進めるとともに観光や創業支援といった拠点等への整備を実施します。しかし、有効な活用策が見つからない場合には、施設の老朽化による安全性を考慮して解体を行います。

## ウ 商工業

地域商工業の振興に向けて、中小企業資金融資のために利子補給金を交付するほか、商店街活性化に向けた取り組み「未来デザイン創造事業」を商店街組合・商工会・武蔵野美術大学・いすみ市の4者で行います。商業関係者による主体的な活動を促進し、個性ある商店の創出を図るとともに経営基盤強化に向けた支援を継続的に行っていきます。

また、地域経済の維持と生業を確立し、若者が定着する地域づくりを進めるとともに、地域経済の縮小傾向に歯止めをかけ、地域課題の解決や起業・投資を呼び込むため、「地域商社」を設立するなど民間企業等と連携した取り組みを推進します。

## 工 観光

夷隅地域は、四季折々の豊かな自然をはじめ、歴史ある神社仏閣が多くあることから、自然と歴史と文化を中心とした観光を創出することにより、地域の活性化を図ります。また、豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行により、国内外から観光客を呼び込むことで、地域所得の向上を図ります。夷隅地域に訪れた観光客がSNS等の情報発信を行いやすい環境を整備することで、地域の魅力の発見や新たな観光客の誘客を促進します。さらに、史跡公園等の案内板、トイレや休憩所、遊歩道など観光のための環境を整備します。

いすみ鉄道や農業、漁業など分野を超えた連携による体験型観光の充実や星空観賞などの新たな観光メニューの開発にも取り組むなど、市内にある様々な観光資源の組み合わせにより本市の

特性を活かした観光施策を推進していきます。

いすみ米・梨・味噌づくり等の各種オーナー制度等の地域の特産品を活用した交流型観光の拡充と、交流人口の拡大を図るとともに、年間を通じて本市を訪れる機会を創出することで、二地域居住や関係人口の増加にもつなげます。

官民一体となったシティプロモーションを行い、持続的な観光振興につながる新たな観光資源の開発を推進していきます。

豊かな自然環境や様々なシーンに合わせた景観を有することや、東京からアクセスしやすい距離を強みと捉え、映画やテレビドラマ等のロケーション撮影の誘致と支援活動を行うとともにロケ地となった作品を通して本市の魅力や情報を発信する「いすみ外房フィルムコミッション(iSFC)」事業を展開します。ロケーション受入れに伴う「直接的な経済効果」、作品を通じた観光客の増加による「間接的な経済効果」を生み出し、一層の魅力向上や地域振興を図っていきます。

#### 才 情報通信産業

高度情報通信網の整備を進め情報基盤の強化に取り組み、地域内全域において大容量、高速情報サービスの利用が可能となるよう整備率の向上を図ります。

また、情報通信産業や情報通信関連サービス業などは若者の就職希望が多く、雇用創出や地域の定着が見込めるため、企業が進出しやすい環境整備や利用のない空き公共施設・空き店舗等の紹介を行い、積極的な誘致活動を推進します。

#### (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発 | 展施策区分 | 事業名 (施設名)  | 事業内容       | 事業主体 | 備考 |
|------|-------|------------|------------|------|----|
| 2 産業 | の振興   | (1) 基盤整備   | 経営体育成基盤整備事 | 県    |    |
|      |       | (農業)       | 業          |      |    |
|      |       |            | ため池等整備事業   | 県    |    |
|      |       |            | 土地改良維持管理事業 | 市    |    |
|      |       |            | 農地耕作条件改善事業 | 農業者  |    |
|      |       | (4)地場産業の振興 | 農林業センター整備事 | 市    |    |
|      |       | (技能修得施設)   | 業          |      |    |
|      |       | (5)企業誘致    | 須賀谷市有地整備事業 | 市    |    |
|      |       |            | 空き公共施設対策事業 | 市    |    |
|      |       | (7)商業      | 商店街活性化事業   | 市    |    |
|      |       | (その他)      |            |      |    |
|      |       | (9)観光又はレクリ | 観光施設等管理経費  | 市    |    |

| エーション   | 観光振興対策事業                      | 市 |
|---------|-------------------------------|---|
|         | 観光施設等整備事業                     | 市 |
|         | 有害鳥獣駆除対策事業                    | 市 |
| 発展特別事業  | ・鳥獣による被害の減少を                  |   |
| (第一次産業) | 目指し、農林水産業の振興                  |   |
|         | を図る。                          |   |
|         | 園芸農産振興対策事業                    | 市 |
|         | <ul><li>園芸農産物生産拡大に必</li></ul> |   |
|         | 要な機械・施設整備や、生                  |   |
|         | 産団体等に対して補助し、                  |   |
|         | 生産性向上を図る。                     |   |
| (観光)    | 公園施設管理経費                      | 市 |
|         | ・魅力ある観光地づくりの                  |   |
|         | 推進と観光客受け入れ環境                  |   |
|         | の整備を目的に観光施設を                  |   |
|         | 適正に管理する。                      |   |
| (企業誘致)  | 企業誘致推進事業                      | 市 |
|         | ・空き公共施設等へ企業を                  |   |
|         | 誘致し、雇用の促進を図                   |   |
|         | る。                            |   |
|         | 産業振興及び雇用促進                    | 市 |
|         | 事業                            |   |
|         | ・企業の育成と立地等に必                  |   |
|         | 要な奨励措置を講ずること                  |   |
|         | により産業の振興と雇用の                  |   |
|         | 促進を図る。                        |   |
| (その他)   | 土着菌完熟たい肥セン                    | 市 |
|         | ター管理経費                        |   |
|         | ・地域の未利用資源を活用                  |   |
|         | した循環型有機農業を推進                  |   |
|         | するため、土着菌完熟たい                  |   |
|         | 肥センターを維持管理し、                  |   |
|         | たい肥の販売を行う。                    |   |

## (4) 産業振興促進事項

#### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種        | 計画期間      | 備考 |
|----------|-----------|-----------|----|
| 夷隅地域全域   | 製造業、情報サービ | 令和4年4月1日~ |    |
|          | ス業等、農林水産物 | 令和8年3月31日 |    |
|          | 等販売業等、旅館業 |           |    |

## イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)事業計画のとおり

#### ウ産業振興施策の連携

産業振興施策を推進するにあたっては、千葉県や周辺市町村、民間事業者などとの連携に努めます。

## 4 地域における情報化

## (1) 現況と問題点

本市では、平成21年度から平成23年度に防災行政無線の情報基盤の整備として、アナログ式 防災行政無線設備のデジタル化への更新事業を行いました。また、地上デジタル放送における難 視聴地域解消のため、平成24年度末までにギャップフィラー設備を市内168カ所(夷隅地域53 カ所)に構築し運用を行っていますが、設備の経年劣化等による更新が課題となっています。

さらに、携帯電話サービスエリアについてもエリアの拡大を推進し、市内居住エリアの不感地域の通信環境の改善を図ってきましたが、居住エリアから離れた山間地域では未だ不感地域が解消されていない場所もあります。さらに、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴う市内のWi-Fi環境の充実等、情報化の進展に伴う対策が必要になっています。

## (2) その対策

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、災害に強い情報通信基盤の構築や各種手続きのオンライン化など必要となる情報通信システムの設備の設置や更新を行います。また、引き続き携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを行うとともに、市内のWi-Fi環境の充実に向けた取り組み、スマートフォンやタブレット端末向けの情報発信の充実等、市民がいつでもどこでも防災情報や行政情報を取得できるよう環境整備を進めていきます。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)  | 事業内容       | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------|------------|------|----|
| 3 地域における情 | (1)電気通信施設等 | 防災行政無線施設管理 | 市    |    |
| 報化        | 情報化のための施設  | 運用事業       |      |    |
|           | (防災行政用無線施  |            |      |    |
|           | 設)         |            |      |    |
|           | (テレビジョン放送  | 地上デジタル放送環境 | 市    |    |
|           | 等難視聴解消のため  | 整備事業       |      |    |
|           | の施設)       |            |      |    |
|           | (ブロードバンド施  | 地域情報通信基盤整備 | 市    |    |
|           | 設)         | 事業         |      |    |

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

## (1) 現況と問題点

夷隅地域の道路網は、内陸部に向けいすみ鉄道と並走するように東西に走る国道 465 号をはじめ、地域間を連絡する県道などで構成されており、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

広域的には、首都圏中央連絡自動車道の市原鶴舞インターの開通により、取り付け道路の整備及び国道 297 号の整備は継続的に進められています。引き続き千葉県の掲げる「県都1時間構想」や「高速道路アクセス 30 分構想」の早期実現のため、関係機関に対してより積極的な整備拡充を求めていきます。

また、土地改良事業により換地となった市道の舗装化や歩行者の安全確保を図る歩道の設置や整備が求められており、日常的な安全性とともに、災害発生などの非常時を想定した計画的な道路整備も必要となっています。

#### (2) その対策

市民生活や地域状況の変化、経済活動の一層の広域化が進んでおり、道路は、生活活動基盤及び経済活動基盤のライフラインとして必要不可欠なものです。そのため、計画的な整備促進を図ることは、地域の活性化はもとより市全体の発展にも大きく寄与する重要課題となっています。

夷隅地域では、国道 465 号「苅谷・新田野バイパス」について、本市の拠点病院としての役割を果たすいすみ医療センターへのアクセス道として、また、首都圏中央連絡自動車道から国道 128 号へのバイパスとして、人と物の交流を加速させ地域の魅力発信、経済の活性化、移住定住へ大きな役割を果たすことから国や県に対する要望活動を行い整備の促進を図ります。

また、夷隅地域の交通手段としては、本市を東西に走り大多喜町へ向かう「いすみ鉄道」や市内を巡る「市内循環バス」、夷隅地域から茂原駅へつながる「いすみシャトルバス」、乗り合わせ

で各地域内やいすみ医療センターへ運行する「市民のりあいタクシー」、観光庁から「観光地域づくり候補法人(候補 DMO)」として登録を受けている(一社)ツーリズムいすみが行う有償送迎サービスなど、地域住民の移動手段としてだけではなく、観光客も多く利用することから、引き続き利便性向上や夷隅地域の活性化に向けた取り組みを推進します。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分  | 事業名 (施設名)   | 事業内容         | 事業主体  | 備考   |
|------------|-------------|--------------|-------|------|
| 4 交通施設の整備、 | (1) 市町村道    | 市道 0104 号線   | 市     |      |
| 交通手段の確保    | (道路)        | (楽町)         |       |      |
|            |             | 市道 0208 号線   | 市     |      |
|            |             | (今関)         |       |      |
|            |             | 市道 1316 号線   | 市     |      |
|            |             | (島)          |       |      |
|            |             | 市道 2242 号線   | 市     |      |
|            |             | (楽町~国府台)     |       |      |
|            |             | 市道 2256 号線   | 市     |      |
|            |             | (国府台)        |       |      |
|            |             | 市道 2389 号線   | 市     |      |
|            |             | (正立寺)        |       |      |
|            |             | 市道舗装新設工事事業   | 市     | 土地改良 |
|            |             |              |       | 事業換地 |
|            |             |              |       | 後の道路 |
|            |             |              |       | 整備事業 |
|            | (橋りょう)      | 花園橋嵩上げ工事     | 市     |      |
|            |             | (柿和田~正立寺)    |       |      |
|            | (3) 林道      | 林道維持補修事業     | 市     |      |
|            | (5)鉄道施設等    | いすみ鉄道対策事業    | いすみ鉄道 |      |
|            | (その他)       |              |       |      |
|            | (9) 過疎地域持続的 | 市内公共交通運行事業   | 市・商工会 |      |
|            | 発展特別事業      | ・市内循環バス、いすみシ |       |      |
|            | (公共交通)      | ャトルバス、市民のりあい |       |      |
|            |             | タクシーの運行維持の支援 |       |      |
|            |             | 等や車両の更新をし、公共 |       |      |
|            |             | 交通による市民の移動手段 |       |      |
|            |             | の確保を図る。      |       |      |

|  | 観光地域づくり法人連    | 市 |  |
|--|---------------|---|--|
|  | 携支援事業         |   |  |
|  | · 事業者協力型自家用有償 |   |  |
|  | 運送事業を支援し、地域住  |   |  |
|  | 民の交通手段の確保と観光  |   |  |
|  | の二次交通の充実を図る。  |   |  |
|  |               |   |  |

## 6 生活環境の整備

## (1) 現況と問題点

# ア 上水道対策

本市の上水道事業における給水状況は、給水人口34,742人、水道普及率98.5%に達しています。(令和3年3月末現在)

人口減少に伴う給水人口の減少、施設の老朽化、地震対策の重要性の増大など、深刻な課題が 顕在化し経営環境がますます厳しさを増しています。

また、管理棟やダム、浄水施設、配水池等の構造物、基幹管路等の老朽化が進み、多くの施設が更新期を迎えています。将来にわたって安定給水を確保していくためには、これらの施設を計画的に更新・改修していく必要があります。

#### イ 汚水処理対策

本市の汚水処理対策は、生活排水を浄化し河川や海域の水質を保全するため、単独処理浄化槽 又は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。このことから、さらに市民への啓発 を図りながら、合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要があります。

## ウ 廃棄物処理施設

市内には、いすみクリーンセンター及び大原クリーンセンターのごみ処理施設があり、いすみクリーンセンターでは、夷隅地域・岬地域の廃棄物処理と大多喜町からの可燃ごみ処理を受託し、大原地域から排出される可燃ごみの処理は御宿町に委託しています。

いすみクリーンセンターは施設の長寿命化を図りながら稼働していますが、老朽化に伴う機械 整備等が課題となっています。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合で進められていたごみ処理施設の建設中止により、今後、いす みクリーンセンターの稼働期間の検討が必要となります。

し尿処理施設は、一部事務組合により夷隅環境衛生組合で共同処理を実施しています。今後も 構成市町の連携を強化し、施設の維持をしていく必要があります。

#### エ 火葬場

合併前からそれぞれの地域での枠組みにより火葬場を運営してきたため、夷隅地域は大多喜斎場無相苑、大原地域は大原聖苑、岬地域は一宮聖苑を主に利用しています。また、大原聖苑は御宿町からの委託を受けるなど、近隣自治体と相互に協力し運営しています。

#### オ 消防・防災・防犯の充実

消防団は、地域の人口減少や少子高齢化の進行、就業形態の多様化などにより団員の確保が厳しい状況であります。消防施設の整備を推進し、広域常備消防と連携を図り、消防体制を強化していく必要があります。

災害時の安全な避難行動を確保するため、市民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制を整備する必要があります。また、市民の防災に対する意識啓発や自主防災組織の強化、要配慮者等災害弱者への支援及び避難体制の拡充等を図るなど、自助、共助による防災・消防対策を強化する必要があります。

交通安全・防犯対策は、安心して住める地域社会の実現のため、市民が警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで交通安全・防犯体制の充実を図る必要があります。特に、高齢者・児童・幼児など交通弱者を中心とする交通安全対策の強化や防犯灯・防犯カメラ等の設置促進を図るとともに、地域による見守り活動の活性化や家庭・学校・地域の連携による規範意識の醸成及び防犯に関する知識の普及啓発、情報共有等に取り組むことで、交通事故や犯罪が起きにくい環境を整備する必要があります。

#### カ 公営住宅

市営住宅は、多くが昭和40年代から50年代にかけて建築され老朽化が進んでいます。このことから夷隅地域の松丸住宅を除いて新規の入居募集は行っていない状況です。安全性の確保を図りながら計画的な修繕を図りつつ用途廃止も行っていきます。

#### キ その他

夷隅庁舎は、昭和44年に建築され耐震補強未実施であり安全性に問題があります。また、雨漏りが発生するなど老朽化が著しいほか、空調、電気、給排水、衛生設備等の抜本的な改修が必要な状況です。

#### (2) その対策

#### ア 上水道対策

「いすみ市水道ビジョン」及び「いすみ市水道事業経営戦略」に基づき、年間を通して安全で 良質な上水の供給体制を確保するとともに、水道事業の健全な運営に努めつつ老朽化施設の更 新・改修等を計画的に進めるなど施設の適切な維持管理を行います。

こうした中、南房総地域広域化基本構想に基づき、令和7年度を目途に夷隅地域の末端給水事 業体の統合協議が進められています。

#### イ 汚水処理対策

公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を継続的に推進します。

#### ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理に係る環境負担低減のため、自主的なリデュース・リユース・リサイクル(発生抑制・再使用・再生利用)を積極的に推進することにより、ごみの減量化に努めます。

不燃物処理施設については、いすみクリーンセンターへ機能を集約し、計画的な施設整備を図ります。

し尿処理施設については、一部事務組合により夷隅環境衛生組合で共同処理を実施しているため、構成市町の連携を強化し、施設の維持に努めます。

#### 工 火葬場

夷隅地域については、大多喜町と連携を図りながら運営に努めます。

#### オ 消防・防災・防犯の充実

消防団員の活動環境の整備に向けて、消防車両の更新や詰所の建替え、消火栓の更新・設置などを推進するとともに、消防団組織の見直しや処遇改善を図り消防団員の確保に努めます。

防災の充実を図るため、防災備蓄品、防災機材の計画的な整備や災害時の応援協定等による災害対応力の強化に取り組みます。また、市民参加型の避難訓練や防災講習会、防災ハザードマップの更新、各種広報活動に取り組み、自主防災組織の設置を促進します。

防犯対策として、自主防犯組織の結成や育成支援を行い、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置等を進め、安全安心なまちづくりを推進します。

#### カ 公営住宅

夷隅地域における市営住宅は、施設の老朽化により松丸住宅を除き入居者の退居に合わせ計画 的に施設の解体を実施します。

#### キ その他

夷隅庁舎は、耐震改修や老朽化に伴う大規模改修による対応は難しく、老朽化した施設を除却 し新たに夷隅地域の拠点として整備します。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)  | 事業内容          | 事業主体  | 備考 |
|-----------|------------|---------------|-------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設    | 上水道対策事業       | 市     |    |
|           | (上水道)      |               |       |    |
|           | (3)廃棄物処理施設 | 一般廃棄物処理対策事    | 市・御宿町 |    |
|           | (ごみ処理施設)   | 業             |       |    |
|           |            | クリーンセンター整備    | 市     |    |
|           |            | 事業            |       |    |
|           | (し尿処理施設)   | し尿処理対策事業      | 市・大多喜 |    |
|           |            |               | 町・御宿町 |    |
|           | (4)火葬場     | 火葬場管理運営経費     | 市・大多喜 |    |
|           |            |               | 町及び一宮 |    |
|           |            |               | 町     |    |
|           | (5)消防施設    | 消防施設等整備事業     | 市     |    |
|           | (6)公営住宅    | 市営住宅管理経費      | 市     |    |
|           | (7)過疎地域持続的 | 地域防災対策事業      | 市     |    |
|           | 発展特別事業     | ・倒木等による停電を防止す |       |    |
|           | (防災・防犯)    | るための予防伐採を行う。  |       |    |
|           |            | 自主防災組織支援事業    | 市     |    |
|           |            | ・自主防災組織への補助金交 |       |    |
|           |            | 付や災害対策コーディネータ |       |    |
|           |            | ー養成講座を開き、地域の防 |       |    |
|           |            | 災リーダーを養成する。   |       |    |
|           | (その他)      | 夷隅庁舎整備事業(解    | 市     |    |
|           |            | 体)            |       |    |
|           |            | ・新庁舎の整備にあたり、旧 |       |    |
|           |            | 庁舎の除却を行う。     | _     |    |
|           | (8)その他     | 夷隅庁舎整備事業      | 市     |    |

# 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て支援の充実

夷隅地域は、少子化の影響により3つの保育所を統合し平成23年に夷隅保育所を開設しました。平成30年には、保育所型認定こども園「夷隅こども園」となり、定員213人に対し135人と待機児童はいない状況です。(令和4年4月1日現在)

市では、延長保育や病児保育等の実施により保育サービスの充実を図り、また、保育料や子ども医療費の助成、放課後児童クラブの拡充による子育て世帯の負担軽減と育成環境の整備に取り組んでいます。

今後も、多様なライフスタイルに対応した子育て支援や児童虐待防止対策、療育支援、ひとり 親家庭への支援など、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援等が求められています。

#### イ 高齢者施策の充実

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和2年国勢調査時には15,065人で、総人口の42.4%、夷隅地域においては43.5%を占めており、全国平均の28.6%を大きく上回る状況にあります。また、本市の介護保険事業における高齢者の要支援・要介護の認定者数は令和4年3月末で2,910人と年々増加傾向にあります。

夷隅地域には介護老人施設と介護老人保健施設があり、保健・医療活動と一体となった福祉サービスの提供や介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に、 高齢者の包括的支援体制の整備を図っています。

介護の現場では慢性的に担い手が不足していることから、介護人材の確保・育成のための対策 を推進する必要があります。

高齢者が安心して暮らせる地域づくりとして、行政区において高齢者を見守る体制づくりに取り組んでいるほか、民間事業者の協力による高齢者見守りネットワーク事業及び見守りあんしん電話事業を推進しています。今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民の支え合いを支援し、介護サービス事業者等と連携し在宅介護サービスの充実を図ることが必要です。また、高齢者が持っている豊富な知識や経験、長年培った技術などを活かし、就労・ボランティア・趣味・スポーツなどの分野で社会参加を促し、地域社会に貢献できるような環境を整備していく必要があります。

#### (2) その対策

## ア 子育て支援の充実

近年、核家族化が進み、出産後も仕事を継続していく共働き家庭が多く見られる中で、仕事と 子育ての両立を支援するため、延長保育や休日保育、病児保育、一時預かり保育、認定こども園 や放課後児童クラブの充実、児童遊園や公園の整備など、市民の子育てニーズに対応した事業の 拡充を図るとともに、保育料の軽減や医療費の一部助成などの経済的支援、さらには、ひとり親 家庭への自立支援や子どもの貧困対策、児童虐待防止などに取り組みます。

#### イ 高齢者施策の充実

介護・医療・福祉などの方面から総合的支援を行う地域包括ケアシステムを構築するととも に、ケアマネジメントや相談支援体制など地域包括支援センターの機能を充実させ、介護サービ スの質の向上を図るなど、適切な介護保険制度の運営を推進します。

介護予防事業の充実を図り、健康寿命の延伸に取り組むとともに、保健・医療・福祉等の関係機関や介護サービス事業者との連携により適切な介護サービスの提供を行います。また、介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材を育成し、在宅介護支援の充実を図ります。

高齢者世帯の増加に対応するため、自主活動グループやボランティアへの支援など地域との連携による見守り体制作りを進めるとともに、民間事業者と連携した買物支援など、高齢者が必要に応じたサービスを受けることができる環境を整備し、高齢者の社会的孤立や不安の解消を図り、地域で支えていく仕組みづくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携して高齢者の活動に対する支援を行い、シルバー人材センターにおける就労機会の確保など、高齢者が地域社会で活躍できる機会の創出を促進します。

#### (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分              | 事業名 (施設名)   | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|-------------|---------------|------|----|
| 6 子育て環境の確<br>保、高齢者等の保健 | (2)認定こども園   | こども園管理運営経費    | 市    |    |
| 及び福祉の向上及び              | (7)市町村保健セン  | 夷隅保健センター整備    | 市    |    |
| 増進                     | ター及び母子健康包   | 事業            |      |    |
|                        | 括支援センター     |               |      |    |
|                        | (8) 過疎地域持続的 | 放課後児童健全育成事    | 市    |    |
|                        | 発展特別事業      | 業             |      |    |
|                        | (児童福祉)      | ・共働き家庭など昼間保護者 |      |    |
|                        |             | 等がいない家庭で、小学校に |      |    |
|                        |             | 就学している児童に対し、安 |      |    |
|                        |             | 全で適切な遊びと生活の場を |      |    |
|                        |             | 提供し、児童の健全育成を図 |      |    |

|           | I                               | I |
|-----------|---------------------------------|---|
|           | る。                              |   |
|           | 病児保育事業                          | 市 |
|           | ・病気の治療中や回復期の子                   |   |
|           | どもを一時的に保育し、子育                   |   |
|           | てと就労の両立を支援する。                   |   |
| (高齢者・障害者福 | 障害者福祉事業                         | 市 |
| 祉)        | <ul><li>・障害福祉計画及び障害児福</li></ul> |   |
|           | 祉計画に定められた事業に加                   |   |
|           | え、障害のある人も普通に暮                   |   |
|           | らし、地域の一員として共に                   |   |
|           | 生きる社会作りを目指して、                   |   |
|           | 障害福祉サービスをはじめと                   |   |
|           | する障害保健福祉施策を推進                   |   |
|           | する。                             |   |
|           | 高齢者支援事業                         | 市 |
|           | ・高齢者福祉計画・介護保険                   |   |
|           | 事業計画に定められた事業に                   |   |
|           | 加え、高齢者が住み慣れた地                   |   |
|           | 域で元気で安全・安心に生活                   |   |
|           | ができるよう地域包括支援セ                   |   |
|           | ンターが中心となり、介護・                   |   |
|           | 医療・福祉の総合的支援を行                   |   |
|           | う地域包括ケアシステムを構                   |   |
|           | 築する体制・組織づくりを推                   |   |
|           | 進する。                            |   |
|           |                                 |   |

#### 8 医療の確保

# (1) 現況と問題点

本市には、夷隅郡市の中核となる医療機関である「いすみ医療センター」をはじめとする17の 医院・クリニック、15の歯科診療所があり、夷隅地域にはいすみ医療センターと3つの歯科診療 所が立地し地域医療の受け皿として機能しています。近年は鴨川市にある亀田総合病院への入院 治療の機会が増加するなど大病院の受診志向が見られます。

こうした中、休日、夜間、災害時の医療体制の強化や新型コロナウイルス感染症に対応した地域医療体制の確保が必要であり、また、小児科、産婦人科の専門医療機関があるものの、分娩できる医院がないため、近隣市町村や関係機関と連携して医療体制の整備や充実を図る必要があります。

# (2) その対策

住民の多様な医療ニーズに対応するため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推奨 し、地域医療連携の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、抗原・PCR検査の促進、訪問診療、オンライン診療の取り組みを推進するなど、医療機関との連携に努めます。

さらに、救急医療に対応するため、夷隅医師会、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、二次救急医療機関との連携強化を図ります。

#### (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)                     | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|------------------|------|----|
| 7 医療の確保   | (3)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>(その他) | いすみ医療センター負<br>担金 | 市    |    |

## 9 教育の振興

#### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

グローバル化や科学技術の進展などにより社会全体が急速に変化していく中で、少子高齢化や 核家族化が進行し、子ども達や学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育では、豊かな感性を持ち社会の変化に対応できるように、道徳教育や情報教育の推進を図るとともに、学校の主体性や自主性を確立し特色ある学校教育を推進していく必要があります。また、いじめや不登校、非行の低年齢化などの社会問題や学力低下、基礎体力の低下などの課題に取り組んでいます。

夷隅地域では、少子化により3校の小学校が統合し、夷隅小学校として平成31年に新校舎により運営が行われています。また、国吉中学校も施設の老朽化から令和2年に新校舎を建て運営していますが、旧校舎の運用が課題となっています。

さらに、子ども達の快適で安全な学習環境を維持するため、教育施設の計画的な整備を実施する必要があります。

## イ 生涯学習

夷隅地域は、夷隅文化会館、夷隅地区多目的研修センター、郷土資料館、ふるさと憩いの家、 夷隅武道館などを有していますが、その多くは経年劣化による老朽化が進んでいます。

生涯学習施設は、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることが出来るよう、また、現在の地域社会の活力の維持と発展のために大切な施設と位置付けられています。

児童生徒・青少年の健全な育成や家庭教育などに関する学習機会の提供、サークル活動に活かせる生涯学習関連施設の整備充実を図っていく必要があります。

## (2) その対策

#### ア 学校教育

自ら学び周囲の者との対話を通して、自己の考えを広げ、活動できる子どもを育成することが 重要となり、そのために、教職員の資質・指導力の向上に対応した研修の充実、指導体制の強化 を図りながら、多様な学習方法や学習形態を取り入れ、基礎・基本を踏まえた学力の充実と一人 ひとりの個性を大切にした教育を推進します。

また、教育の情報化の推進に向けて、ICTを活用した教育に対応していくため、ICT環境の整備を進めるとともに、教育効果の明確化、効果的な指導方法の開発、教員のICT活用指導力の向上方法の確立を図ります。

教育環境や学校施設等の維持管理及び整備に併せ、通学路の安全性確保やスクールバスを運行することにより安全な通学手段を確保します。

#### イ 生涯学習

夷隅地域に設置されている、各生涯学習施設については、「いすみ市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行います。

また、夷隅文化会館は災害時の避難所に指定されていることから、避難所機能を有する整備の充実化をはじめ、野球場・スポーツ広場の機能高度化を図ります。

各施設の老朽化が進んでいる状況の中で、夷隅武道館は一般の利用以外に中学生の授業や部活動で使用していることから施設の改修を実施します。

## (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)   | 事業内容       | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------|------------|------|----|
| 8 教育の振興   | (1)学校教育関連施設 | 小・中学校施設整備事 | 市    |    |
|           | (校舎)        | 業          |      |    |
|           | (屋内運動場)     | 小・中学校施設維持管 | 市    |    |
|           |             | 理経費        |      |    |
|           | (給食施設)      | 学校給食運営事業   | 市    |    |
|           | (その他)       | 社会教育施設整備事業 | 市    |    |
|           |             | 社会教育施設管理経費 | 市    |    |
|           | (3)集会施設、体育  | 夷隅文化会館整備事業 | 市    |    |
|           | 施設等         | 夷隅地区多目的研修セ | 市    |    |
|           | (公民館)       | ンター整備事業    |      |    |

| (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 小・中学校教育振興経<br>費                                   | 市 |  |
|----------------------|---|---|--|
| (義務教育)               | ・特色ある教育を推進するため教材等の購入及び教育環境<br>の充実を図る。             |   |  |
|                      | 小・中学校情報教育推<br>進事業<br>・ICTを活用し、自主的に学<br>ぶ生徒の育成を図る。 | 市 |  |
| (その他)                | スクールバス運行事業<br>・夷隅小学校への通学に係る<br>スクールバス運行を実施。       | 市 |  |

## 10 集落の整備

#### (1) 現況と問題点

夷隅地域は27の行政区で構成されており、このうち山間部に位置する小高、小又井、札森、柿和田の4区は、各区の人口が50人未満と非常に少ない状況です。(令和4年4月1日現在)

市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らし、地域の課題を解決していくためには、地域コミュニティの役割は重要となっています。特に、東日本大震災のような大規模災害時や、福祉の分野などでは、行政による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」の役割についても重要視されています。

しかし、近年では、少子高齢化・人口減少の影響により、地域の衰退や活力の低下が生じ、また、地域のコミュニティへの未加入世帯の増加や地域における連帯意識、郷土意識の希薄化等の影響等により、地域活動や文化継承の担い手が不足するなどの様々な課題が生じています。

このような中、地域が抱える課題を解決していくためには、地域コミュニティが果たす役割の 重要性は高く、そのため各地域で行われている主体的な地域活動を促進していく必要がありま す。

# (2) その対策

各行政区の集会施設の建設や修繕事業を支援することにより、区民のコミュニティ活動拠点の 整備を図ります。

地域で高齢者を見守っていく体制づくりや、認知症の方やその家族の方の集いの場づくりといった福祉分野での活動への支援、地域における防災訓練の実施や自主防災組織の設置、災害時等における協力体制の構築などといった、地域におけるコミュニティの主体的な活動を促進します。

さらには、移住希望者に向けた情報発信の充実や空き家バンクの提供など、移住政策を推進するとともに、若年層の人口流出や少子化対策として新婚世帯へ賃貸住宅入居費等の助成など、集落の維持に努めます。

# (3) 事業計画 (令和4年度から令和7年度)

| 持約 |       | 事業名 (施設名)   | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|----|-------|-------------|---------------|------|----|
| 9  | 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的 | コミュニティ施設整備事   | 市    |    |
|    |       | 発展特別事業      | 業             |      |    |
|    |       | (集落整備)      | ・地区集会所または集会施設 |      |    |
|    |       |             | 等の建設や修繕に要する経費 |      |    |
|    |       |             | について補助金を交付する。 |      |    |

### 11 地域文化の振興等

#### (1) 現況と問題点

社会の変化や余暇の増大にともない「ゆとり・うるおい」などの心の豊かさが重視されるようになりました。それに伴い、芸術・文化に対する関心が集まり、知識や教養を高める場を求める傾向が強まっています。

市内には、文化財が222件(国指定4件、県指定21件、市指定197件)あり、うち夷隅地域の文化財は129件(県指定10件、市指定119件)です。伝統行事や郷土芸能なども多く受け継がれています。

そして、天然記念物や文化財、伝統行事、郷土芸能などは、本市の歴史や文化の変遷を知るうえで貴重な財産かつ、郷土の誇りであるため、適正な保全を図り、次世代に継承していくことが必要です。

さらに、国内外の他の地域の人々との交流を促進するなど、文化の発信を積極的に行っていく 必要があります。

#### (2) その対策

市民のニーズを把握し、優れた芸術・文化と親しむ機会の拡充を図り、既存施設の環境整備や、市民の主体的な芸術・文化活動の支援に努めます。

また、本市の文化財を取りまとめた「いすみ市の文化財」や「いすみ市の文化財マップ」の発行による普及啓発を行い、文化財に対する保護意識の醸成を図ります。また、建造物や美術工芸品、天然記念物等の有形文化財の計画的な管理・保存や地域で受け継いできた無形民俗文化財の継承のための支援、人材の育成を推進します。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的 | 発展施策区分 | 事業名 (施設名)   | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|-----|--------|-------------|---------------|------|----|
| 1 0 | 地域文化の振 | (1)地域文化振興施設 | 郷土資料館管理経費     | 市    |    |
| 興等  |        | 等           |               |      |    |
|     |        | (地域文化振興施設)  |               |      |    |
|     |        | (2) 過疎地域持続的 | 文化活動推進事業      | 市    |    |
|     |        | 発展特別事業      | ・地域の芸能祭開催や学術、 |      |    |
|     |        | (地域文化振興)    | 芸術の研究や公演活動等を行 |      |    |
|     |        |             | っている団体を支援し、地域 |      |    |
|     |        |             | が活性化された豊かな社会を |      |    |
|     |        |             | 目指す。          |      |    |
|     |        |             | 文化財保護事業       | 市    |    |
|     |        |             | ・指定文化財の管理及び保護 |      |    |
|     |        |             | を行い、文化等の正しい理解 |      |    |
|     |        |             | と適切な活用を図る。    |      |    |

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

#### (1) 現況と問題点

地球温暖化は、気候変動による広範囲かつ長期的な影響により環境リスクを高め、人類の生存 基盤や生物多様性を脅かす深刻な問題であり、早急な対策が求められています。温室効果ガスの 排出は、化石燃料の燃焼等により得られるエネルギーの消費に伴うものであるため、再生可能エ ネルギーの利用推進が求められています。

#### (2) その対策

脱炭素社会の構築に向け、家庭における地球温暖化対策を推進するため、住宅用設備脱炭素化促進事業を実施するとともに、豊かな自然環境と調和を図りながら、環境にやさしい再生可能エネルギーの普及・啓発を推進します。また、「いすみ市地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガス排出削減に向け、既存建物等の照明のLED化、太陽光発電等の導入、公用車の次世代自動車、低燃費・低公害車の導入等各種事業を順次実施していきます。

# (3) 事業計画(令和4年度から令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)   | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------|---------------|------|----|
| 11 再生可能エネ | (2) 過疎地域持続的 | 再生可能エネルギー促    | 市    |    |
| ルギーの利用の推進 | 発展特別事業      | 進事業           |      |    |
|           | (再生可能エネルギ   | ・家庭における地球温暖化対 |      |    |
|           | 一利用)        | 策促進のため、住宅用設備脱 |      |    |
|           |             | 炭素化促進事業補助金を交付 |      |    |
|           |             | する。           |      |    |

# 事業計画(令和4年度から令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

| ++        | <b>本光</b> 点( <del>北</del> 元点)               | <b>事业</b>              | <b>本米</b> 之 仕 | /±; ±7. |
|-----------|---|------------------------|---------------|---------|
| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)                                   | 事業内容                   | 事業主体          | 備考      |
| 1 移住・定住・地 | (4) 過疎地域持続的                                 | 移住定住促進事業               | 市             | 移住定住促   |
| 域間交流の促進、人 | 発展特別事業                                      | ・地域の情報発信及び体験           |               | 進に資する   |
| 材育成       | (移住・定住)                                     | 交流プログラムの実施、移           |               | 事業であ    |
|           |   | 住相談、空き家バンクの運           |               | り、効果は   |
|           |   | 営等により移住・定住の促           |               | 将来に及ぶ   |
|           |   | 進を図る。                  |               | ものです。   |
|           | (14 1 N H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | - material ( ) ( ) ( ) |               |         |
|           | (地域間交流)                                     | 国際交流事業                 | 国際交流協         | 国際交流に   |
|           |   | ・市民の異文化に対する理           | 会             | 資する事業   |
|           |   | 解と認識を深め、国際社会           |               | であり、効   |
|           |   | に貢献する豊かな人間形成           |               | 果は将来に   |
|           |   | を図る。                   |               | 及ぶもので   |
|           |   |                        |               | す。      |
|           | (人材育成)                                      | 地域おこし協力隊事業             | 市             | 地域おこし   |
|           |   | ・都市から地域の活性化に           |               | 協力隊に資   |
|           |   | 意欲ある人材を受け入れ、           |               | する事業で   |
|           |   | 地域課題の克服を行いなが           |               | あり、効果   |
|           |   | ら定住・定着を図る。             |               | は将来に及   |
|           |   |                        |               | ぶもので    |
|           |   |                        |               | す。      |

| 2 | 産業の振興 | (10)過疎地域持続的 | 有害鳥獣駆除対策事業                     | 市 | 有害鳥獣駆 |
|---|-------|-------------|--------------------------------|---|-------|
|   |       | 発展特別事業      | ・鳥獣による被害の減少を                   |   | 除対策に資 |
|   |       | (第一次産業)     | 目指し、農林水産業の振興                   |   | する事業で |
|   |       |             | を図る。                           |   | あり、効果 |
|   |       |             |                                |   | は将来に及 |
|   |       |             |                                |   | ぶもので  |
|   |       |             |                                |   | す。    |
|   |       |             | 園芸農産振興対策事業                     | 市 | 園芸農産振 |
|   |       |             | <ul><li>・園芸農産物生産拡大に必</li></ul> |   | 興対策に資 |
|   |       |             | 要な機械・施設整備や、生                   |   | する事業で |
|   |       |             | 産団体等に対して補助し、                   |   | あり、効果 |
|   |       |             | 生産性向上を図る。                      |   | は将来に及 |
|   |       |             |                                |   | ぶもので  |
|   |       |             |                                |   | す。    |
|   |       | (観光)        | 公園施設管理経費                       | 市 | 公園施設管 |
|   |       |             | ・魅力ある観光地づくりの                   |   | 理に資する |
|   |       |             | 推進と観光客受け入れ環境                   |   | 事業であ  |
|   |       |             | の整備を目的に観光施設を                   |   | り、効果は |
|   |       |             | 適正に管理する。                       |   | 将来に及ぶ |
|   |       |             |                                |   | ものです。 |
|   |       | (企業誘致)      | 企業誘致推進事業                       | 市 | 企業誘致推 |
|   |       |             | ・空き公共施設等へ企業を                   |   | 進に資する |
|   |       |             | 誘致し、雇用の促進を図                    |   | 事業であ  |
|   |       |             | る。                             |   | り、効果は |
|   |       |             |                                |   | 将来に及ぶ |
|   |       |             |                                |   | ものです。 |
|   |       |             | 産業振興及び雇用促進                     | 市 | 産業振興及 |
|   |       |             | 事業                             |   | び雇用促進 |
|   |       |             | ・企業の育成と立地等に必                   |   | に資する事 |
|   |       |             | 要な奨励措置を講ずること                   |   | 業であり、 |
|   |       |             | により産業の振興と雇用の                   |   | 効果は将来 |
|   |       |             | 促進を図る。                         |   | に及ぶもの |
|   |       |             |                                |   | です。   |
|   |       | (その他)       | 土着菌完熟たい肥セン                     | 市 | 土着菌完熟 |
|   |       |             | ター管理経費                         |   | たい肥セン |
|   |       |             | ・地域の未利用資源を活用                   |   | ターに資す |
|   |       |             | した循環型有機農業を推進                   |   | る事業であ |

|    |         | <u> </u>    | T            | T     |       |
|----|---------|-------------|--------------|-------|-------|
|    |         |             | するため、土着菌完熟たい |       | り、効果は |
|    |         |             | 肥センターを維持管理し、 |       | 将来に及ぶ |
|    |         |             | たい肥の販売を行う。   |       | ものです。 |
| 4  | 交通施設の整  | (9) 過疎地域持続的 | 市内公共交通運行事業   | 市・商工会 | 市内公共交 |
| 備、 | 交通手段の確保 | 発展特別事業      | ・市内循環バス、いすみシ |       | 通運行に資 |
|    |         | (公共交通)      | ャトルバス、市民のりあい |       | する事業で |
|    |         |             | タクシーの運行維持の支援 |       | あり、効果 |
|    |         |             | 等や車両の更新をし、公共 |       | は将来に及 |
|    |         |             | 交通による市民の移動手段 |       | ぶもので  |
|    |         |             | の確保を図る。      |       | す。    |
|    |         |             | 観光地域づくり法人連   | 市     | 観光地域づ |
|    |         |             | 携支援事業        |       | くり法人連 |
|    |         |             | ・事業者協力型自家用有償 |       | 携支援に資 |
|    |         |             | 運送事業を支援し、地域住 |       | する事業で |
|    |         |             | 民の交通手段の確保と観光 |       | あり、効果 |
|    |         |             | の二次交通の充実を図る。 |       | は将来に及 |
|    |         |             |              |       | ぶもので  |
|    |         |             |              |       | す。    |
| 5  | 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的  | 地域防災対策事業     | 市     | 地域防災対 |
|    |         | 発展特別事業      | ・倒木等による停電を防止 |       | 策に資する |
|    |         | (防災・防犯)     | するための予防伐採を行  |       | 事業であ  |
|    |         |             | う。           |       | り、効果は |
|    |         |             |              |       | 将来に及ぶ |
|    |         |             |              |       | ものです。 |
|    |         |             | 自主防災組織支援事業   | 市     | 自主防災組 |
|    |         |             | ・自主防災組織への補助金 |       | 織支援に資 |
|    |         |             | 交付や災害対策コーディネ |       | する事業で |
|    |         |             | ーター養成講座を開き、地 |       | あり、効果 |
|    |         |             | 域の防災リーダーを養成す |       | は将来に及 |
|    |         |             | る。           |       | ぶもので  |
|    |         |             |              |       | す。    |
|    |         | (その他)       | 夷隅庁舎整備事業(解   | 市     | 夷隅庁舎整 |
|    |         |             | 体)           |       | 備に資する |
|    |         |             | 11.7         |       |       |
|    |         |             | ・新庁舎の整備にあたり、 |       | 事業であ  |
|    |         |             |              |       |       |
|    |         |             | ・新庁舎の整備にあたり、 |       | 事業であ  |

| 6 子育て環境の確 | (8)過疎地域持続的 | 放課後児童健全育成事   | 市 | 放課後児童 |
|-----------|------------|--------------|---|-------|
| 保、高齢者等の保健 | 発展特別事業     | 業            |   | 健全育成に |
| 及び福祉の向上及び | (児童福祉)     | ・共働き家庭など昼間保護 |   | 資する事業 |
| 増進        |            | 者等がいない家庭で、小学 |   | であり、効 |
|           |            | 校に就学している児童に対 |   | 果は将来に |
|           |            | し、安全で適切な遊びと生 |   | 及ぶもので |
|           |            | 活の場を提供し、児童の健 |   | す。    |
|           |            | 全育成を図る。      |   |       |
|           |            | 病児保育事業       | 市 | 病児保育に |
|           |            | ・病気の治療中や回復期の |   | 資する事業 |
|           |            | 子どもを一時的に保育し、 |   | であり、効 |
|           |            | 子育てと就労の両立を支援 |   | 果は将来に |
|           |            | する。          |   | 及ぶもので |
|           |            |              |   | す。    |
|           | (高齢者・障害者福  | 障害者福祉事業      | 市 | 障害者福祉 |
|           | 祉)         | ・障害福祉計画及び障害児 |   | に資する事 |
|           |            | 福祉計画に定められた事業 |   | 業であり、 |
|           |            | に加え、障害のある人も普 |   | 効果は将来 |
|           |            | 通に暮らし、地域の一員と |   | に及ぶもの |
|           |            | して共に生きる社会作りを |   | です。   |
|           |            | 目指して、障害福祉サービ |   |       |
|           |            | スをはじめとする障害保健 |   |       |
|           |            | 福祉施策を推進する。   |   |       |
|           |            | 高齢者支援事業      | 市 | 高齢者支援 |
|           |            | ・高齢者福祉計画・介護保 |   | に資する事 |
|           |            | 険事業計画に定められた事 |   | 業であり、 |
|           |            | 業に加え、高齢者が住み慣 |   | 効果は将来 |
|           |            | れた地域で元気で安全・安 |   | に及ぶもの |
|           |            | 心に生活ができるよう地域 |   | です。   |
|           |            | 包括支援センターが中心と |   |       |
|           |            | なり、介護・医療・福祉の |   |       |
|           |            | 総合的支援を行う地域包括 |   |       |
|           |            | ケアシステムを構築する体 |   |       |
|           |            | 制・組織づくりを推進す  |   |       |
|           |            | る。           |   |       |

| 7 医療の確保 | R (3)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>(その他) | いすみ医療センター負<br>担金  | 市 | いすみ医療<br>センターに<br>資する事業<br>であり、効<br>果は将来に<br>及ぶもので<br>す。  |
|---------|---------------------------------|---|---|---|
| 8 教育の振興 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>(義務教育)  | 小・中学校教育振興経費<br>・特色ある教育を推進するため教材等の購入及び教育環境の充実を図る。            | 市 | 小・中学校<br>教育に資す<br>る事業であ<br>り、効果は<br>将来に及ぶ<br>ものです。        |
|         |                                 | 小・中学校情報教育推<br>進事業<br>・ICTを活用し、自主的に学<br>ぶ生徒の育成を図る。           | 市 | 小・中学校<br>教育に資す<br>る事業であ<br>り、効果は<br>将来に及ぶ<br>ものです。        |
|         | (その他)                           | スクールバス運行事業<br>・夷隅小学校への通学に係<br>るスクールバス運行を実<br>施。             | 市 | スクールバ<br>ス運行に資<br>する事業で<br>あり、効果<br>は将来に及<br>ぶもので<br>す。   |
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>(集落整備)  | コミュニティ施設整備事業<br>・地区集会所または集会施設等の建設や修繕に要する<br>経費について補助金を交付する。 | 市 | コミュニテ<br>ィ施設整備<br>に資する事<br>業であり、<br>効果は将来<br>に及ぶもの<br>です。 |

| 4.0 | DL 14 1.11 - 15 | (3) 10 34 11 14 14 14 17 | L. H. Set AL LANGE - SIIG |   | >     |
|-----|-----------------|--------------------------|---------------------------|---|-------|
| 1 0 | 地域文化の振          | (2)過疎地域持続的               | 文化活動推進事業                  | 市 | 文化活動推 |
| 興等  |                 | 発展特別事業                   | ・地域の芸能祭開催や学               |   | 進に資する |
|     |                 | (地域文化振興)                 | 術、芸術の研究や公演活動              |   | 事業であ  |
|     |                 |                          | 等を行っている団体を支援              |   | り、効果は |
|     |                 |                          | し、地域が活性化された豊              |   | 将来に及ぶ |
|     |                 |                          | かな社会を目指す。                 |   | ものです。 |
|     |                 |                          | 文化財保護事業                   | 市 | 文化財保護 |
|     |                 |                          | ・指定文化財の管理及び保              |   | に資する事 |
|     |                 |                          | 護を行い、文化等の正しい              |   | 業であり、 |
|     |                 |                          | 理解と適切な活用を図る。              |   | 効果は将来 |
|     |                 |                          |                           |   | に及ぶもの |
|     |                 |                          |                           |   | です。   |
| 1 1 | 再生可能エネ          | (2) 過疎地域持続的              | 再生可能エネルギー促                | 市 | 再生可能工 |
| ルギー | ーの利用の推進         | 発展特別事業                   | 進事業                       |   | ネルギー促 |
|     |                 | (再生可能エネルギ                | ・家庭における地球温暖化              |   | 進に資する |
|     |                 | 一利用)                     | 対策促進のため、住宅用設              |   | 事業であ  |
|     |                 |                          | 備脱炭素化促進事業補助金              |   | り、効果は |
|     |                 |                          | を交付する。                    |   | 将来に及ぶ |
|     |                 |                          |                           |   | ものです。 |